

中小企業等経営強化法に基づく税制措置の活用を検討なさって おられるユーザー様へ

平成 29 年 5 月 1 日 現在
松山産業株式会社

この度は、弊社のテントシート製品をご検討又はご採用下さいまして有難うございます。本税制措置は多くの法律が関係し、制度として複雑でございますので、現段階で弊社が理解している限りでの注意点をお知らせ申し上げます。

- ① 「中小企業」向けの制度のため、資本金 1 億円以下等の適用制限があります。
- ② 制度活用の前提として、ユーザー様が「経営力向上計画」を作成され、各事業分野の主務大臣から認定を受けていただく必要があります。
(※産業競争力強化法の枠組みと異なります。)
- ③ 上記認定は、原則として、テントシート製品取得前に受ける必要があります。
(※お勧めできませんが、例外措置があります。)
- ④ 「経営力向上計画」には、日本テントシート工業組合連合会（以下 『工連』 という）が発行する『仕様等証明書』が必要になります。
- ⑤ 必ずしも全ての製品、仕様について、工連の証明が受けられるものではありません。
(※微妙な判断もありえますので、弊社としては、工連へ申請はさせていただきます。)
- ⑥ 工連の『仕様等証明書』は、一般的な意味において本制度の法定条件に適合していることを証明する限りのものであり、御社に適用できるか否かの最終判断は税務当局に委ねられます。
従いまして、工連の『証明書』が発行されたからといって、必ずしも優遇措置が受けられるとは限りません。必ず事前に顧問税理士さんに御相談、御確認をお願いします。
(※1 なお、この判断のルールは、産業競争力強化法の投資促進税制と同様です。)
(※2 蛇足ながら、経理上「建物付属設備」という科目で資産計上しなくてはなりません。「建物」や「器具・備品」で資産計上すると、ほぼ確実に優遇税制が受けられなくなりますのでご注意願います。また従来テントを「建物」や「器具・備品」として計上されていれば連続性の原則から「建物付属設備」として計上できない可能性があります。詳しくは、顧問税理士さんに御相談なさって下さい。)
- ⑦ 固定資産税の軽減措置につきましては、一部の地域において本制度を活用できる対象業種が限定されています。

詳細は下記のホームページでご確認ください。

参考URL 中小企業庁 経営サポート「経営強化法による支援」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>